

## 第7回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】令和2年7月28日(火)午後1時開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、貫野委員、谷野委員、中村委員、村田委員  
森下委員、池辺議長、大塚副議長

【職 員】松下事務局長、橋本次長、森杉係長

〔協議事項〕

### 1 今期の協議会の運営について

「小・中学校の子ども議会」

教育長から、今期の検討課題である「小・中学校の子ども議会」は、新型コロナウイルスの影響もあり、今年度の実施は困難であるとの申出があった。

→ 教育長へは、今年度の「小・中学校の子ども議会」は実施せず、今後、実施できるような体制が整った段階で再度依頼させていただくと回答する。

→ 今後は班分けせずに「議会BCP」に一本化し進めていく。

### 2 議会BCPについて

令和2年度から、議会事務局職員は災害時において市長部局での職員配置の対象外となったため、現在、市議会にて規定している「泉大津市議会における災害発生時の対応要領」の見直しを検討する必要がある。

当該対応要領の改正案を委員に提案する。

【主な改正点】

- ・第1条に「議決機関・住民代表機関である議会の機能維持を目的として」を追加する。
- ・市の非常配備B号（全職員参集）に至らない場合の対応として、第5条の2（議員の対応の特例）及び第6条の2（議会事務局の対応の特例）を追加する。
- ・議員からの情報提供の方法として、情報収集連絡表（別表第1）を追加する。

➤ 災害時の議員からの情報提供等について

議員は、直接、市の所管課へ連絡するのではなく、情報収集連絡表により、

議会事務局を通じ、情報提供を行うこと。

- 議員の安否確認について  
非常配備B号に至らない場合でも、議長の判断により、議員の安否確認を行うことができる。
- 各議員から寄せられた情報収集連絡表の閲覧について  
議会事務局にて閲覧することも可能とすることもできるが、個人情報への配慮が必要である。

#### 【今後の対応】

泉大津市議会における災害発生時の対応要領（たたき台）、災害発生時フロー図及び情報収集連絡表について、各会派に持ち帰り、次回の議会改革検討協議会で引き続き協議する。

### 3 その他（議会改革度調査 2019 ランキングについて）

早稲田大学マニフェスト研究所より結果の送付あり。

総合ランキング 239 位（去年は 55 位）

（個別順位）

情報共有 84 位

住民参画 461 位

機能強化 328 位

- ランキングが低下した原因は、調査方法がより厳格になり、制度を作るだけでなく、取組の具体性や質が求められている。今後は個別の課題に取り組む必要がある。

・次回会議日程 9月29日（火） 午前10時30分

## 泉大津市議会における災害発生時の対応要領（たたき台）

### （趣旨）

第1条 この要領は、泉大津市において自然災害や人的災害等が発生したときに、議決機関・住民代表機関である議会の機能維持を目的として、泉大津市議会が泉大津市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、別紙行動基準表に明記すると共に必要な事項を定めるものとする。

### （本部の設置）

第2条 泉大津市議会議長（以下「議長」という。）は、自然災害や人的災害等により非常配備 B 号（全職員参集）に基づく市対策本部が設置された場合、これに協力するため、発災から概ね 2 日以降に泉大津市議会内に泉大津市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

### （本部の構成）

- 第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
  - 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 4 本部役員は、各会派代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
  - 5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

### （本部の任務）

- 第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 市対策本部から災害情報の報告を受け、情報提供を行うこと。
  - (2) 災害情報を収集・整理したものを、市対策本部に提供すること。
  - (3) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
  - (4) 必要に応じて国・府等への要望を行うこと。
  - (5) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

### （議員の対応）

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議員の対応の特例)

第5条の2 非常配備 B 号（全職員参集）以外に基づき市対策本部等が設置された場合の議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて、別表第1（以下「別表1」という。）に所要事項を記載し、タブレット又は FAX 等により議会事務局を通じ市へ情報提供を行うこと。
- (2) 各地域における活動に協力すること。
- (3) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(議会事務局の対応の特例)

第6条の2 非常配備 B 号（全職員参集）以外に基づき市対策本部等が設置された場合の議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部等の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議員からの別表1による情報提供を市対策本部等に提供すること。また、必要に応じて、市対策本部等からの被害状況等の情報を議員に提供すること。
- (2) 事務局職員は、議員からの別表1による情報提供等の窓口となること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

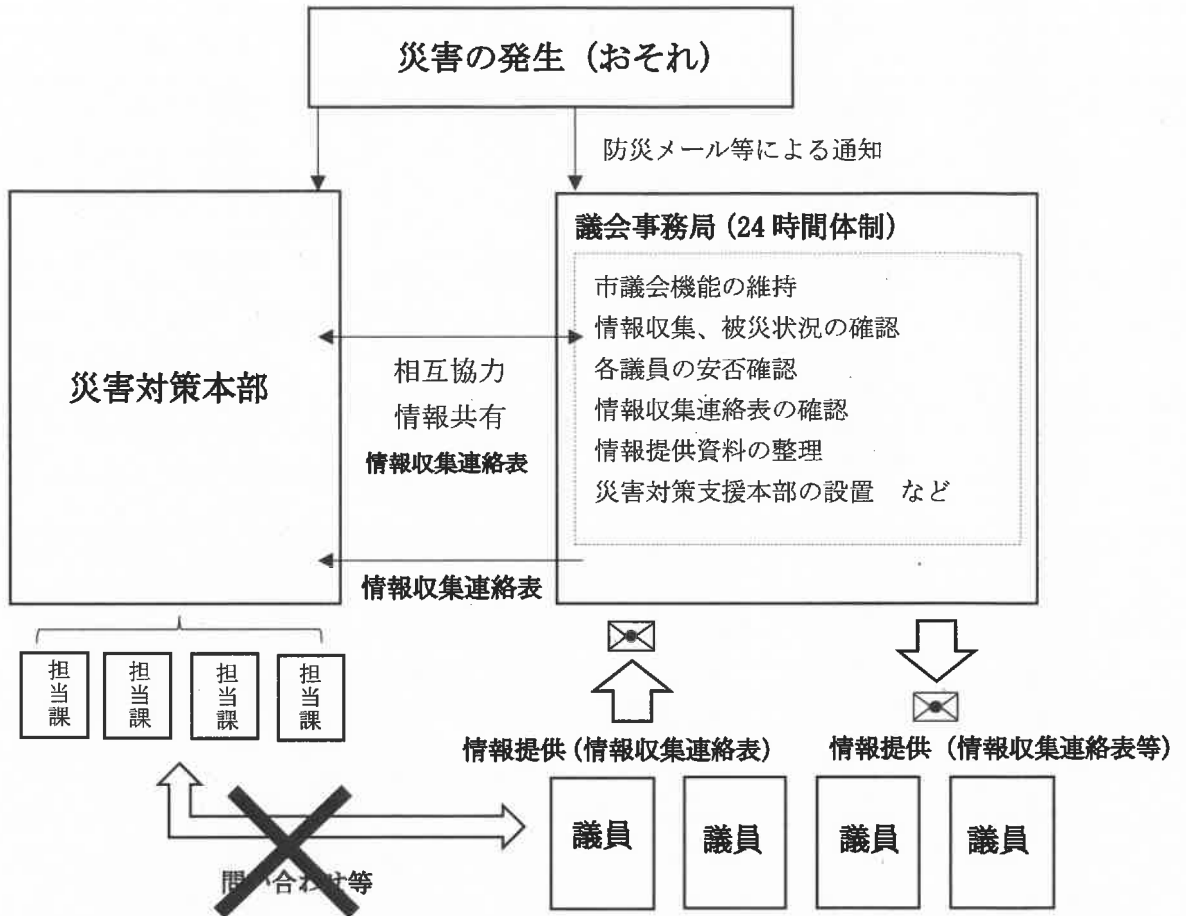
附 則

この要領は、平成29年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇月〇〇日から施行する。

【災害対策本部体制等 設置時】



情報収集連絡表

\* 「受付番号」、「受信者氏名」、「受信日時」は議会事務局で記入

受付番号	
受信者氏名	
受信日時	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生状況	発生場所 (地域)	住所					発生日時	月日		
							時間			
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部損壊	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
応急対応の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ										
対応状況	令和	年	月	日						
					時	分				
					担当課：					
					事務局職員名：					